

整備管理者制度

改正

事業用自動車については、整備管理が不十分であることによる事故が少なからず発生していること等から、事業者の責任における整備管理をより徹底するため、整備管理者制度について以下の改正を行いました。

① 外部委託の禁止

施行
平成19年 9月10日

自動車運送事業者にあっては、

自企業外の者を整備管理者として選任することが原則禁止されます。

(既に外部委託している場合は、平成21年9月9日まで猶予される等の経過措置があります。)

- 必ず自社内に整備管理者を置く必要があります。
(定期点検の実施等、整備「作業」自体は委託可能です。)

- 一定条件(※)を満たし、同一企業内と同等とみなせるグループ企業においては、例外的に外部委託が可能です。

- ※ グループ企業内(登記簿、営業報告書等で確認します。)であることに加え、次の条件を満たしていることが必要です。
- ①グループ企業が一体となって安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、一定の要件を満足していること。
 - ②外部委託することについて、被選任者及び受託者の代表者又は事業場責任者が同意・承認していること。
 - ③整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に係わる事業者間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。



② 解任命令の効果的発動

施行
平成19年 9月10日

整備管理者の解任命令をより効果的に発動し、整備管理者が適切に業務を行う体制を確保するため、解任命令を発動すべき場合の見直しを行いました。

- 主な改正点は以下の2点です。

- 従来、「整備不良が第一原因である事故」が発生し、かつ、点検整備又は整備管理が不適切であった場合に解任命令の対象となりましたが、これを「整備不良が主な要因となる事故」に改正。
- 新たに、不正改造を指示・容認した場合及び整備管理規程が実際の業務に即していない等、整備管理業務の遂行状態が著しく不適切な場合等にも、解任命令の発動対象となります。

③ 資格要件の見直し

施行
平成19年 7月10日

実務経験の区分の見直しを行いました。

- 資格要件のうち、整備の管理を行おうとする自動車と「同種類の自動車」の...実務経験について、「同種類の自動車」の区分を以下のとおり見直しました。

・事業用自動車等 ・自家用貨物自動車等 ・二輪自動車 ・自家用乗用自動車	の4種類 →	・二輪自動車 ・二輪自動車以外の自動車	の2種類
---	--------	------------------------	------

※ 裏面もご覧ください。

④ 補助者の明確化

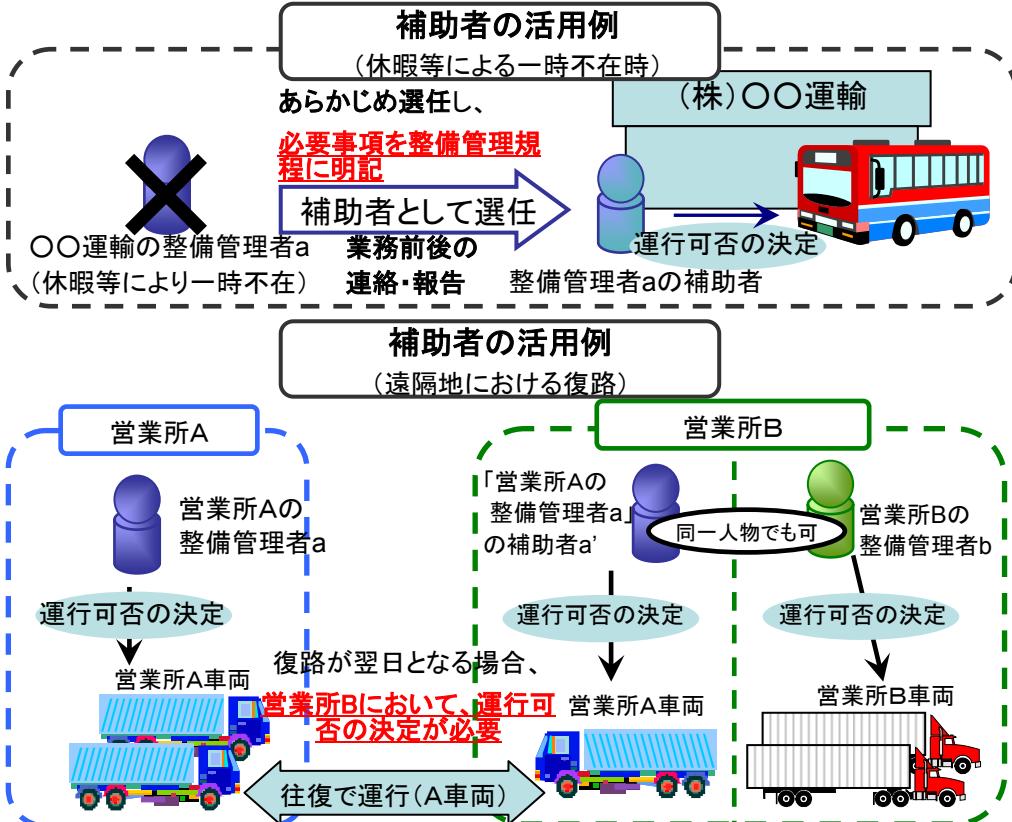
施行
平成19年 9月10日

整備管理者が欠勤、遠隔地等整備管理者が一時的に不在の時等に、

一定の条件の下、補助者に一定の業務を行わせることができます。

(運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限ります。)

- 整備管理業務は、原則、整備管理者が自ら行う必要があります。
- 補助者は、整備管理者としての資格要件を満足する者又は整備管理者が選任前研修の内容を教育した者から選任し、整備管理規程の内容について教育を行う必要があります。
- 補助者を活用する場合、整備管理規程に必要事項を記載し、補助者に対し、選任後研修の内容等の教育等を適切な時期に実施する必要があります。
- 従来の電話等による運行可否の決定も活用可能ですが。(禁止されません。)



⑤ 記録の営業所への保管

施行
平成19年 9月10日

整備管理者が整備管理を行う際に記録を参照できるようにするために、

営業所において点検整備の記録を保存するよう努めることとしました。

- 営業所において、以下の記録の保存に努めるようお願いします。

● 定期点検の記録

- 定期点検整備の実施計画に、点検整備を実施した旨をその年月日・実施者等の情報とともに記載したもの
- 点検整備記録簿の写し又はこれと同等と認められるもの(電子的記録等)

● 日常点検の記録

- 日常点検の実施結果を点検表に記録したもの

日常点検表(大型車の用)					
記録番号又は登録番号	年月日				
登録者(登録者名)	整備管理者 <input type="checkbox"/> 運行管理者 <input type="checkbox"/>				
日 常 点 検 簿					
品種項目	点検内容	良・否	点検項目	点検内容	良・否
エンジン・トランシーバー	冷却水の量(液)		運	油漏れの量	
	ブレーキ油の量			ブレーキ油の量	
	空気圧の量			空気圧	
	エンジンオイルの量			エンジンオイルの量	
	(回)			(回)	
	点火装置・電気機器			点火装置・電気機器	
	点火装置・電気機器			点火装置・電気機器	
	バッテリー			バッテリー	
	充電器			充電器	
	タコメーター			タコメーター	
タイヤ	タイヤの溝(深)		運	タイヤの溝(深)	
	タイヤの溝(深)			タイヤの溝(深)	
	空気圧			空気圧	
	免許・競争			免許・競争	
	異常現象			異常現象	
	溝の深さ(深)			溝の深さ(深)	
	パッド(板の量(深))			パッド(板の量(深))	
	エアタンク			エアタンク	
	漏水			漏水	
運行において異状が認められた箇所					
(注)印の添字は、走行距離、運行時間、運行条件等から判断した箇所を示す。					
主な点検項目					
点検項目	点検内容	良・否			
その他	データー統合装置				
不具合箇所及び箇所					
箇所名	箇所				

※ 改正の詳細及びその他の改正については、下記HPをご覧下さい。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html>